

名寄中学校校舎等改築検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 名寄市立名寄中学校校舎等の改築について、名寄中学校の基本設計委託業務(以下「基本設計委託業務」という。)に必要な事項を検討協議するため、名寄中学校校舎等改築検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本設計委託業務に関すること。
- (2) その他改築に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 地域関係者
- (3) 学校関係者

3 委員の任期は、基本設計委託業務が終了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 検討委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により選任する。

5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。ただし、委員長が選任される前においては、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くこと

ができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、基本設計委託業務の終了をもって、その効力を失う。